

課法 12 — 15
官改 3 — 15
徴管 2 — 94
令和 5 年 9 月 20 日

全国間税会総連合会

会長 片岡 直公 様

国税庁 課 税 部 法人課税課長
長官官房 デジタル化・業務改革室長
徴 収 部 管理運営課長

年末調整及びキャッシュレス納付に関する周知・広報への御協力をお願いについて（依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税庁では、源泉徴収義務者の方が適正かつ効率的に年末調整手続を行うことができるよう、パンフレットや解説動画等を作成し、周知・広報に努めるとともに、勤務先・従業員双方の年末調整に係る事務負担を軽減するため、年末調整手続の電子化を推進しているところです。また、納税者利便の向上、現金管理等に伴う社会全体のコスト縮減のため、キャッシュレス納付を推進しているところです。

つきましては、各連合会及び各单位会に対し、以下の内容について、周知・広報に御協力いただきますようお願い申し上げます。

1 年末調整特集ページの周知・広報等

(1) 年末調整特集ページの周知・広報

国税庁では、年末調整の時期に国税庁ホームページ内に年末調整特集ページ（年末調整がよくわかるページ）を開設し、年末調整の際に使用する各種様式、パンフレット及び解説動画並びにチャットボット（A Iを活用したシステムによる自動応答。年末調整の各種申告書を作成する際に問合せが多い事項に対応しています。）を掲載しているところです。

年末調整特集ページへの誘引を目的として、例年、当庁からリンク用バナー（別添1）を配付させていただいているところですので、昨年を引き続き、各連合会及び各单位会のホームページに当庁作成のバナーを掲載していただきますとともに、年末調整特集ページのURL又はQRコード（別添1）を各連合会及び各单位会の機関紙（誌）等へ掲載いただきますよう、御協力をよろしくお願いいたします。

○ 年末調整特集ページ

U R L : <https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>

掲載期間：通年（令和5年分については令和5年9月22日（金）に更新）

(2) 「年末調整についてのお知らせ」の事前提供について

源泉徴収義務者の皆様に「令和5年分 年末調整についてのお知らせ」のリーフレット（別添2）を一律送付させていただきますので、このリーフレットを事前提供させていただきます。

このリーフレットでは、年末調整の手順や法定調書の作成のしかた等を解説した動画やパンフレットを掲載した年末調整特集ページを案内するとともに、税制改正に関する情報などを記載しています。

また、このリーフレットの1ページ（下部）では、国税庁ホームページに掲載している「年末調整計算シート」（Excel）の案内をしております。この「年末調整計算シート」は、従業員の方の給与の総額や控除対象扶養親族の人数などを入力することで、年税額を簡単に計算することができるものとなっています（「年末調整計算シート」の国税庁ホームページの掲載場所や入力画面については、別添3をご参照ください。）。

2 年末調整手続の電子化の促進

国税庁では、年末調整の一連の手続を電子化することにより、勤務先・従業員双方の年末調整事務の負担軽減が期待されることから、年末調整手続の電子化を推進しており、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」（従業員が年末調整申告書を作成するソフトウェア。以下「年調ソフト」といいます。）の無償提供、マイナポータル連携（保険料控除証明書等をマイナポータル経由で電子データとして一括入手し、各種申告書に自動入力できる仕組み）の導入を行っているところです（別添4）。

この年末調整手続の電子化については、国税庁ホームページ内に「年末調整手続の電子化に向けた取組について」ページを設け、電子化の導入方法や年調ソフトの使用方法に関するパンフレットを掲載して周知・広報に取り組んでいるところです。

令和5年分の年末調整手続においても、できる限り多くの方に年末調整手続の電子化によるメリットを享受していただけるよう、各連合会及び各単位会のホームページに「年末調整手続の電子化に向けた取組について」ページへのリンク用バナー（別添1）を掲載していただきますとともに、「年末調整手続の電子化に向けた取組について」ページのURL又はQRコード（別添1）を各連合会及び各単位会の機関紙（誌）等へ掲載いただくなどにより、各連合会及び各単位会の会員の皆様へ積極的に働きかけを行っていただくよう、御協力をよろしくお願いいたします。

なお、マイナポータル連携を行うためには、マイナンバーカードが必要になります。国税庁では、マイナポータル連携により自動入力される情報の拡大を進めており、年末調整手続や確定申告手続を更に簡便化させ、納税者利便の向上に努めてまいります。そのため、マイナンバーカードの普及促進についても引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

○ 「年末調整手続の電子化に向けた取組について」 ページ

U R L : <https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>

掲載期間：通年

3 源泉所得税のキャッシュレス納付の推進

国税庁では、納税者利便の向上、現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減するため、令和7年度までにキャッシュレス納付割合を4割とすることを目指し、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでおります。

できる限り多くの方に、源泉所得税のキャッシュレス納付をご利用いただくため、以下のURL又はQRコード（別添1）を各連合会及び各単位会の機関紙（誌）等へ掲載いただくよう、御協力をよろしくお願いいたします。

とりわけ、ダイレクト納付（e-Tax による口座振替）は、e-Tax で申告等をした後に簡単な操作で口座引落としを行うことができ、特に源泉所得税を毎月納付している方に大変便利な手続です。

また、令和6年4月から、e-Tax での電子申告時にダイレクト納付を利用する意思表示を行うことで、法定納期限に自動で口座引落としが行える予定です。

引き続き、各連合会及び各単位会の会員の皆様に対して、ダイレクト納付を中心としたキャッシュレス納付の利用を積極的に働きかけていただきますよう、御協力をよろしくお願いいたします。

○ 源泉所得税の「ダイレクト納付利用手続マニュアル」ページ

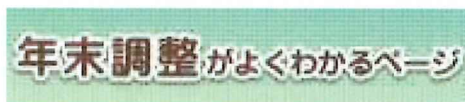
U R L : https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/pdf/24100030_direct_manual.pdf

掲載期間：通年

御不明な点につきましては、下記の連絡先までお問い合わせください。

(別添1)

1 「年末調整がよくわかるページ」リンク用バナー及びQRコード



2 「年末調整手続の電子化に向けた取組について」リンク用バナー及びQRコード



※ 上記1及び2リンク用バナーにつきましては、「年末調整がよくわかるページ」にも掲載しておりますので、御利用ください。

URL : <https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>

3 源泉所得税の「ダイレクト納付利用手続マニュアル」QRコード



(注) 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

令和5年分 年末調整についてのお知らせ

年末調整に役立つ情報は、「年末調整がよくわかるページ」で提供しています！

国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」において、年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種申告書など様々な情報を提供していますので、是非ご利用ください。

年末調整がよくわかる



(年末調整がよくわかるページ)

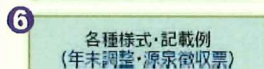
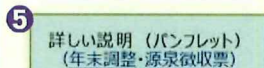
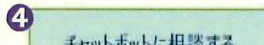
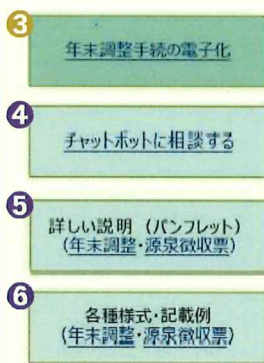
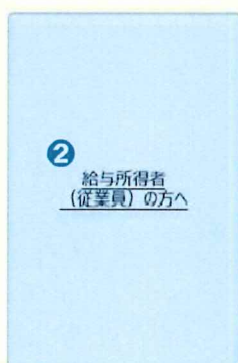
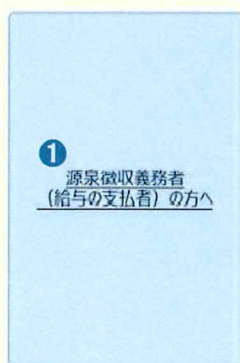
※ 令和5年分の各種情報については、**令和5年10月頃**に掲載いたします。

年末調整がよくわかるページ（令和5年分）

年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種様式など、国税庁が提供している年末調整に関する情報はこのページから入手・閲覧できます。

【お知らせ】

- 令和5年分の年末調整は昨年（令和4年分）と同じ手順となります。
- 源泉徴収義務者の方向けに、年末調整に関する各種情報を掲載した「**リーフレット**」を送付しています。
- 源泉徴収簿を用いた年末調整の計算は、「**年末調整計算シート**」（Excel）をご利用いただくことで年末調整の税額計算を効率的に行うことができます。
→ **ダウンロードはこちら** **⑦**
- 税務署主催の年末調整説明会については、実施していません。



① 源泉徴収義務者の方へ

年末調整の手順を案内するとともに、年末調整に関する「動画」や「パンフレット」など年末調整に役立つ情報を提供しています。

② 給与所得者の方へ

年末調整の概要、各種申告書の「記載例」や「記載に当たってのポイント」など、給与所得者の方に役立つ情報を提供しています。

③ 年末調整手続の電子化

年末調整手続の電子化に関する情報を提供しています。

④ チャットボットに相談する

年末調整でお困りのときにご利用ください。



(税務職員ふたば)

※公開期間は令和5年10月頃から令和6年1月下旬までの予定です。

⑤ 詳しい説明（パンフレット）

「年末調整のしかた」や「法定調書の作成と提出の手引」のパンフレットを提供しています。

⑥ 各種様式・記載例

「扶養控除等申告書」などの各種申告書の様式や記載例、「源泉徴収票」などの法定調書関係様式を提供しています。

⑦ 年末調整計算シート

「年末調整計算シート」(Excel)は、従業員の方の給与の総額や控除対象扶養親族の人数などを入力することで、その従業員の方の年末調整の税額計算を効率的に行うことができます。

※ご利用には、Microsoft office Excel がインストールされたパソコンが必要です。

区分	人数(人)	控除額(円)	区分	人数(人)	控除額(円)
1 給与支払者			10 扶養親族(16歳以下)		
2 給与支払者			11 扶養親族(17歳以上)		
3 給与支払者			12 扶養親族(18歳以上)		
4 給与支払者			13 扶養親族(19歳以上)		
5 給与支払者			14 扶養親族(20歳以上)		
6 給与支払者			15 扶養親族(21歳以上)		
7 給与支払者			16 扶養親族(22歳以上)		
8 給与支払者			17 扶養親族(23歳以上)		
9 給与支払者			18 扶養親族(24歳以上)		
合計			合計		

◎ 年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限は、

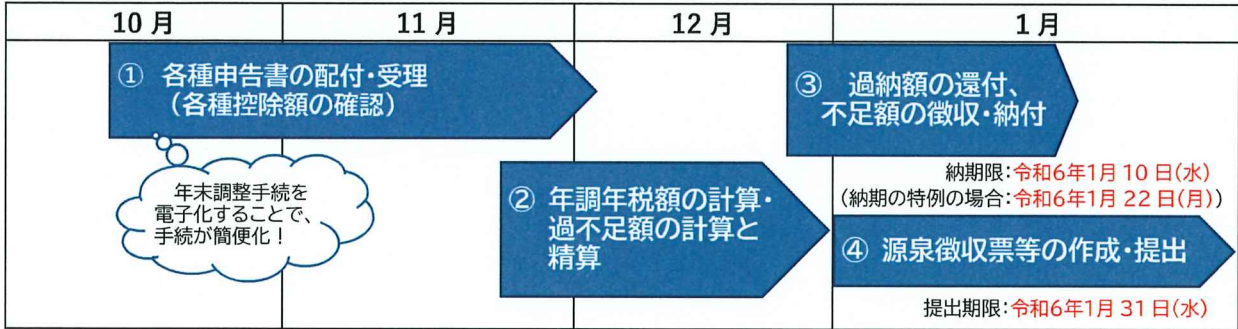
令和6年1月10日(水)(納期の特例の承認を受けている場合は、**令和6年1月22日(月)**)です。

◎ 給与所得者の源泉徴収票などの法定調書の提出期限は、**令和6年1月31日(水)**です。

年末調整のスケジュールや手順については、次ページをご確認ください。

年末調整のスケジュール・手順・使用する申告書など

◎ 年末調整は、概ね次のようなスケジュールで行います。



◎ 年末調整の手順及び使用する申告書など

手 順	使用する申告書など
① 各種申告書の配付・受理(各種控除額の確認) 従業員の方に適用される控除の種類やその控除額を確認します。 令和6年分の扶養控除等(異動)申告書の配付・受理を併せて行くと効率的です。	・扶養控除等(異動)申告書 ・保険料控除申告書 ・基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書 ・住宅借入金等特別控除申告書
② 年調年税額の計算・過不足額の計算と精算 従業員の方の所得控除と税額控除の額を①で確認した後、次の順で年調年税額の計算及び過不足額の計算と精算を行います。 (1) 本年分の給与の金額と徴収税額の集計 (2) 給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)の計算 (3) 扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の計算 (4) 所得控除額の合計額の計算 (5) 年間の給与に係る税額(年調年税額)の計算 (6) 過不足額の計算と精算	・源泉徴収簿(次ページ㉔)(1)～(6)で共通して使用) ・年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表(次ページ㉕) ・所得金額調整控除申告書 ・扶養控除等(異動)申告書 ・扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表(次ページ㉖) ・保険料控除申告書 ・基礎控除申告書 ・配偶者控除等申告書 ・年末調整のための算出所得税額の速算表(次ページ㉗) ・住宅借入金等特別控除申告書
③ 過納額の還付、不足額の徴収・納付 ②の精算の結果を、年末調整をした月分の所得税徴収高計算書(納付書)に記載した上で、徴収税額を納付します。 納期限 令和6年1月10日(水) ※納期の特例の承認を受けている場合は、令和6年1月22日(月)です。	・所得税徴収高計算書(納付書) ・このお知らせの最終ページに記載例を掲載しています。 ・納付する税額がない場合でも、給与支給額などを記載した所得税徴収高計算書(納付書)は所轄税務署に、e-Tax により送信又は郵便もしくは信書便により送付又は提出してください。 ・源泉所得税の納付は、キャッシュレス納付が便利です。是非ご利用ください。
④ 源泉徴収票等の作成・提出 令和6年1月31日(水)までに、次の書類の交付及び提出が必要です。	・給与所得の源泉徴収票、法定調書合計表 ・給与支払報告書、給与支払報告書(総括表) ・その他の法定調書等 ・地方税ポータルシステム(eLTAX)を使うと、「給与所得者の源泉徴収票」(税務署提出用)と「給与支払報告書」(市区町村提出用)を一括で作成・提出できます！ 詳しくは、eLTAX ホームページをご覧ください。



(源泉所得税の納税手続)



(eLTAX)

下の源泉徴収簿の赤枠内の②(1)～②(6)は、前ページの「◎ 年末調整の手順及び使用する申告書など」の「手順」欄の番号を示しています。

[illegible]

源泉徴収簿の「給与と所得控除後の給与等の金額⑨」欄は、給与等の総額を「年末調整等のための給与と所得控除後の給与等の金額の表」に当てはめて求めます。



令和5年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表

[illegible]

扶養控除、障害者控除などの扶養控除等(異動)申告書に基づく「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額」の計算は、次の早見表を使って求めると便利です！

① 控除対象扶養親族の数に応じた控除額 (平成 20 年 1 月 1 日以前生)	1人	380,000円	4人	1,520,000円
	2人	760,000円	5人	4人を超える1人につき 380,000円
	3人	1,140,000円	以上	を 1,520,000 円に加えた金額
② 障害者等が いる場合 の 控除額 の 加算額	イ 同居特別障害者に当たる人がいる場合		1人につき	750,000円
	ロ 同居特別障害者以外の特別障害者に当たる(人がいる)場合		1人につき	400,000円
	ハ 一般の障害者、寡婦又は勤労学生に当たる(人がいる)場合		左の一に該当 するとき 各	270,000円
	ニ 所得者本人がひとり親に当たる場合			350,000円
	ホ 同居老親等に当たる人がいる場合 (昭和 29 年1月1日以前生(トにおいても同じ))		1人につき	200,000円
	ヘ 特定扶養親族に当たる人がいる場合 (平成 13 年1月2日～平成 17 年1月1日生)		1人につき	250,000円
	ト 同居老親等以外の老人扶養親族に当たる人がいる場合		1人につき	100,000円

2 「①」欄の控除対象扶養親族の数には、控除対象配偶者の数は含みません。



- 1 まず、控除対象扶養親族の数の合計を求め、「① 控除対象扶養親族の数に応じた控除額」を求めます。
- 2 次に、同一生計配偶者や扶養親族のうちに障害者等に該当する人がいる場合や所得者本人が障害者等に該当する場合には、「② 障害者等がいる場合の控除額の加算額」の「イ」欄から「ト」欄までに掲げる控除額の加算額の合計額を求めます。
- 3 1及び2で求めた金額の合計額を「源泉徴収簿」の「年末調整」欄の「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑧」欄に記入します。

(早見表の使い方)

課税給与所得金額(A)	税率(B)	控除額(C)	税額 = (A) × (B) - (C)
1,950,000 円以下	5%	—	(A) × 5%
1,950,000 円超 3,300,000 円 "	10%	97,500 円	(A) × 10% - 97,500 円
3,300,000 円 " 6,950,000 円 "	20%	427,500 円	(A) × 20% - 427,500 円
6,950,000 円 " 9,000,000 円 "	23%	636,000 円	(A) × 23% - 636,000 円
9,000,000 円 " 18,000,000 円 "	33%	1,536,000 円	(A) × 33% - 1,536,000 円
18,000,000 円 " 18,050,000 円 "	40%	2,796,000 円	(A) × 40% - 2,796,000 円

※ 源泉徴収簿の「算出所得税額②」欄の金額は、「差引課税給与所得金額②」欄の金額(課税給与所得金額)に応じ、左の速算表の「税額」欄の算式に従って求めます。

(注) 1 課税給与所得金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
2 課税給与所得金額が 18,050,000 円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

税額の納付と所得税徴収高計算書（納付書）の記載

年末調整の計算が終わり、過納額や不足額の精算をした場合には、その内容を年末調整をした月分の所得税徴収高計算書（納付書）に記載した上、徴収税額を納付します。

【記載例1】

本年最後に支払う給与（賞与）について税額計算を省略した場合

【記載例2】

過納額（172,174 円）が12月中の源泉徴収税額（134,282 円）を超えるため、納付する税額がなくなった場合

Example 1 shows a tax payment slip where the calculated tax amount is 27,582 yen. The slip includes fields for the taxpayer's name, address, and the calculated tax amount.

Example 2 shows a tax payment slip where the calculated tax amount is 0 yen, indicating that the taxpayer has overpaid and no further payment is required.

納付する税額がない場合でも、所得税徴収高計算書は所轄税務署にe-Taxにより送信又は郵便もしくは信書便により送付又は提出してください。

（注）12月に還付しきれなかった37,892円（172,174円－134,282円）は、翌年1月に繰り越して精算します。

◎源泉所得税の納付や所得税徴収高計算書の提出は、お手持ちのスマートフォンなどからe-Taxを利用して手続することができます。

令和5年分の主な改正事項

源泉所得税関係

○ 非居住者である親族の確認書類について

令和5年1月から、非居住者である親族について、扶養控除の適用時の確認書類が次のとおり改正されています。（※赤字部分が改正された確認書類です。）

非居住者である親族の年齢等の区分		扶養控除等申告書の提出時に必要な書類	年末調整時に必要な書類
16歳以上30歳未満又は70歳以上		「親族関係書類」	「送金関係書類」
30歳以上70歳未満	① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人	「親族関係書類」及び「留学ビザ等書類」	「送金関係書類」
	② 障害者	「親族関係書類」	「送金関係書類」
	③ 給与所得者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人	「親族関係書類」	「38万円送金書類」
	（上記①～③以外の者）	（扶養控除の対象外）	

※ 確認書類について

非居住者である親族が扶養控除の適用を受ける場合の確認書類の詳細については、国税庁ホームページに掲載の「令和5年1月以後に非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ」をご覧ください。



（国外居住親族）

法定調書関係

○ 源泉徴収票等の電子交付の承諾について

「給与所得の源泉徴収票」及び「給与等の支払明細書」について、従業員から電子交付の承諾を得る際に、「承諾期限までに回答がない場合には承諾があったものとみなす」旨の通知を事前に従業員に対して行い、この期限までに従業員からの回答がなかった場合には、電子交付の承諾があったものとみなされることになりました。



（電子交付に係るQ&A）

令和6年1月からの源泉徴収事務について

- 令和6年分の源泉徴収事務については、大きな改正事項はありません。
- 令和6年分の「源泉徴収税額表」の税額については、令和5年分から変更はありません。



国税庁 法人番号 7000012050002

※ このリーフレットは、令和5年7月1日の法令に基づいて作成しています。

年末調整計算シート（国税庁ホームページ・掲載場所）

① 「年末調整がよくわかる」ページ

ホーム / 利用者別に調べる / 源泉徴収義務者の方 / 年末調整がよくわかるページ（令和5年分）

年末調整がよくわかるページ（令和5年分）

年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種様式など、国税庁が提供している年末調整に関する情報はこのページから入手・閲覧できます。

【お知らせ】

- 令和5年分の年末調整は昨年（令和4年分）と同じ手順となります。
- 源泉徴収義務者の方向けに年末調整に関する各種情報を掲載した「リーフレット」を送付しています。
- 源泉徴収簿を用いた年末調整の計算は、「**年末調整計算シート**」（Excel）をご利用いただく年末調整の税額計算を効率的に行うことができます。

→ ダウンロードは[こちら](#)

「こちら」をクリックしてください（②のページに移動します）

利用者別に調べる

- 個人の方
- 法人の方
- 源泉徴収義務者の方
 - 新着情報
 - 税制改正等の情報
 - 年末調整に関する情報
 - 一般的な情報
 - 専門的な情報

② 年末調整計算シート（掲載ページ）

URL : https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/nencho_keisan/index.htm

ホーム / 税の情報・手続・用紙 / 申告手続・用紙 / 申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式） / 税務手続の案内（税目別一覧） / 源泉所得関係 / 年末調整計算シート

年末調整計算シート

年末調整計算シートとは

「年末調整計算シート」は、給与所得者（従業員）の給与の総額や控除対象扶養親族の人数などを入力することで、その給与所得者（従業員）の年末調整の税額計算を効率的に行うことができるものです。

なお、控除対象扶養親族の人数などの入力値は、従業員から提出を受けた「給与所得者の扶養控除等申告書」などの申告書を基に行いますが、この「年末調整計算シート」の中では、その入力値のしかたや、「控除対象扶養親族」などの専門用語の意味についても説明しています。

ご利用にあたっての留意事項【必ずお読みください】

「年末調整計算シート」の利用に関する注意事項

- （1）「年末調整計算シート」に入力した給与の総額や控除対象扶養親族の人数などに誤りがないか、必ずご確認ください。
- （2）ファイル名は変更できますが、ファイルの種類（拡張子「.xlsm」）は変更しないでください。また、「年末調整計算シート」内のセルをコピーしての利用はしないでください。

「年末調整計算シート」の掲載場所

年末調整計算シートのダウンロード・動画で見る利用方法

「年末調整計算シート」をご利用になる場合は、次の「年末調整計算シート（令和5年分）」からダウンロードし、適宜の作業場所に保存してから入力してください。

年末調整計算シート（令和5年用）（Excel/4,241KB）

税の情報・手続・用紙

- 税について調べる
- 申告手続・用紙
 - 申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）
 - 社会保障・税番号制度（マイナンバー）
- 納税・納税証明書手続
- 税理士に関する情報
- お酒に関する情報
- 税の学習コーナー

年末調整計算シート入力画面等（参考）

《年末調整計算シートの入力画面》

年末調整 計算シート(令和5年用)

(フリガナ)
氏 名

備考

区分	人数(人)	控除額(円)	区分	人数(人)	控除額(円)
控除対象扶養親族の人数	(A)		同居特別障害者以外の特別障害者の人数	(F)	
特定扶養親族の人数	(B)		同居特別障害者の人数	(G)	
同居老親等の人数	(C)		寡婦の該当	(H)	
同居老親等以外の老人扶養親族の人数	(D)		ひとり親の該当	(I)	
一般の障害者の人数	(E)		勤労学生の該当	(J)	

従業員の方から提出を受けた「扶養控除等申告書」を確認し、該当する人数を入力してください。

区分	金額(円)	税額(円)
給料・手当等	(1)	(3)
賞与等	(4)	(6)
計	(7) 0	(8) 0
給与所得控除後の給与等の金額	(9) 0	所得金額調整控除の適用の有無 【 】
所得金額調整控除額	(10) 0	
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	(11) 0	
給与等からの控除分	(12)	配偶者の合計所得金額 (円)
申告による社会保険料の控除分	(13)	
申告による小規模企業共済等掛金の控除分	(14)	
生命保険料の控除額	(15)	旧長期損害保険料支払額 (円)
地震保険料の控除額	(16)	
配偶者(特別)控除額	(17)	(12)のうち小規模企業共済等掛金の金額 (円)
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	(18) 0	(13)のうち国民年金保険料等の金額 (円)
基礎控除額	(19)	
所得控除額の合計額	(20) 0	
差引課税給与所得金額及び算出所得税額	(21) 0	(22) 0
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		(23)
年調所得税額		(24) 0
年調年税額((24)×102.1%)		(25) 0
差引超過額又は不足額		(26) 0
本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額		(27)
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額		(28)
超過額の精算	差引還付する税額	(29)
同上のうち	本年中に還付する金額	(30)
	翌年において還付する金額	(31)
不足額の精算	本年最後の給与から徴収する金額	(32)
	翌年に繰り越して徴収する金額	(33)

従業員の方から提出を受けた「所得金額調整控除申告書」の内容を確認し、適用がある場

従業員の方から提出を受けた「保険料控除申告書」等を確認し、控除額等を入力してください

従業員の方から提出を受けた「住宅借入金等特別控除申告書」を確認し、控除額を入力して

《年末調整計算シートの概要》

「年末調整計算シート」は、給与所得者（従業員）の給与の総額や控除対象扶養親族の人数などを入力することで、その給与所得者（従業員）の年末調整の税額計算を効率的に行うことができます。

なお、控除対象扶養親族の人数などの入力、給与所得者（従業員）から提出を受けた「給与所得者の扶養控除等申告書」などの申告書を基に行いますが、この「年末調整計算シート」の中では、その入力のしかたや、「控除対象扶養親族」などの専門用語の意味についても説明しています。

(注)「年末調整計算シート」は「Excelブック（拡張子「.xlsm」）」のデータです。ご利用にはMicrosoft office Excelがインストールされたパソコンが必要です。

年末調整手順の電子化について ～実施方法検討編～

どんな準備が必要？

年末調整手順の電子化に向けた勤務先における具体的な準備は、①実施方法の検討、②従業員への周知、③給与システムの改修等（次ページ案 1、案 2 の場合のみ）があります。このパンフレットでは、このうち①実施方法の検討についてお知らせします（②については「従業員周知編（勤 2）」③については「システム改修編（勤 3）」をご覧ください。）。

① 実施方法の検討

年末調整手順の電子化に向けては、

- ・ どこまで電子化するか（完全電子化か、まずは一部のみ電子化するか）
- ・ 電子化に当たり、どのシステムを利用するか（国税庁の年調ソフトか、民間の年末調整システムか）
- ・ 従業員が年末調整の書類を作成するのに、勤務先のPC等を利用するのか、各自のPC、スマートフォンを利用するかなどをまず決めていきます。

○ どこまで電子化するか（完全電子化か、まずは一部のみ電子化するか）

完全電子化した場合、年末調整はこのように変わります

書面での年末調整の悩み		電子化した場合
用紙配付	【勤務先】 ・ 従業員に年末調整の用紙を人数分印刷・配付 ・ 遠隔地にいる従業員には郵送などが必要	用紙配付不要！ 従業員に年調ソフトを取得し、年末調整の書類をデータで提供するように依頼します。
控除申告書の作成・提出	【従業員】 ・ 氏名など、毎年同じ内容を手書き ・ 記載方法が少しずつ変わり、書き方が分からない	便利な入力補助機能・ヘルプデスク！ 年調ソフトの入力支援機能に従い控除申告書を作成することにより、従業員からの問合せ等が減少することが見込まれます。 また、年調ソフトの使い方が分からない場合などはヘルプデスクに質問することもできます。
	【勤務先】 ・ 従業員からの記載方法に係る問合せ対応に忙殺	
	【従業員】 ・ 保険料控除証明書などの亡失リスク ・ 保険料控除証明書などの各項目を転記 ・ 控除額の計算が大変	控除額等の記入・計算が不要！ 控除証明書等データをインポートすることにより自動入力、控除額の自動計算ができます。 ※マイナポータル連携を利用することにより複数の控除証明書等データの一括取得ができます。
	【従業員】 ・ 遠隔地にいる従業員は作成した書類を郵送 ※記載誤りがあれば再提出が必要な場合も	給与担当者にメール等で提出！ 訂正が必要となった場合もデータを修正して再提出すればよいので、書類のやり取りが不要になります。
チェック・検算	【勤務先】 ・ 添付書類の転記が正しいか確認	控除証明書チェック不要！ 従業員が控除証明書等データをインポートすることにより自動入力されているので、確認が不要です。
	【勤務先】 ・ 記載された控除額について検算	控除額の検算不要！ 年調ソフトで控除額を自動計算しているため、検算不要です。
	【勤務先】 ・ 控除額を一人分ずつ給与システムに入力	給与システムへの手入力不要！ 従業員に控除申告書をデータで提供させ、給与システム等にインポートします。 （給与システムの改修等が必要です）
保管	【勤務先】 ・ 提出された控除申告書は7年間保存する必要	保管コスト削減！ データで提供されるため、紙の保管に要するスペースが削減できます。



Q：完全電子化できなかったとしても効率化できることはありませんか？

A：年末調整手続を完全に電子化することが難しい場合でも、一部を電子化することで効率化できる部分もあります。詳しくは以下をご覧ください。

年末調整手続の電子化実現案

		① 従業員の控除証明書等の取得方法	
		データ取得	ハガキ等取得
② 提供（提出） 方法	データ 提供	完全電子化！ 案 1 データ取得・データ提供	案 2 ハガキ取得・データ提供
	印刷 提出	案 3 データ取得・印刷提出	案 4 ハガキ取得・印刷提出
	手書き 提出	【書面（手書き）での年末調整】	

案 1 従業員がデータで取得・システムで作成したデータを提出（完全電子化）

効率化効果
ナンバー1



案 2 従業員がハガキ等で取得・システムで作成したデータを提出



案 3 従業員がデータで取得・印刷した書面を提出



案 4 従業員がハガキ等で取得・印刷した書面を提出



前ページの案ごとの利便性向上内容 (○…効率化 △…一部のみ効率化 ×…従来通り)

電子化した場合のメリット		実施方法案			
		案 1	案 2	案 3	案 4
配用紙	用紙配付不要	○	○	○	○
作成・提出 控除申告書の	便利な入力補助機能	○	○	○※	○
	控除額等の記入・計算が不要	○	△ (控除額は自動計算)	○	△ (控除額は自動計算)
	給与担当者にメール等で提出	○	△ (控除証明書等は郵送)	×	×
チェック・検算	控除証明書チェック不要	○	×	△ (転記は確認不要)	×
	控除額の検算不要	○	○	○	○
	給与システムへの手入力不要	○	○	×	×
保管	保管コスト削減	○	△ (控除証明書等のみ書面で保管)	×	×

※ データで取得した控除証明書等は、従業員に「QRコード付き控除証明書」を作成・提出してもらう必要があります。

用語の解説

マイナポータル連携

マイナポータル連携とは、従業員が年末調整控除申告書データの作成中に、保険料控除等で使用する控除証明書等データを、マイナポータル経由で一括取得する機能のことです。

- ※ 1 マイナポータル連携を行うためには保険会社等がマイナポータル連携に対応している必要があります。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。
- 2 マイナポータル連携の方法については、パンフレット「マイナポータル連携編（従 2）」をご覧ください。

マイナポータル連携
特設ページ



マイナポータル連携
対応保険会社等



QRコード付控除証明書

QRコード付控除証明書とは、保険会社等から交付された電子的控除証明書を利用して、e-Taxホームページの「QRコード付証明書等作成システム」により作成したQRコード付の控除証明書（PDFファイル）を出力した書面のことをいいます。

従業員が控除証明書をデータで入手したが、給与システム等がデータインポートできない場合に、印刷して証明書として利用できます。

詳しくはe-Taxホームページ「QRコード付証明書等作成システム」をご覧ください⇒

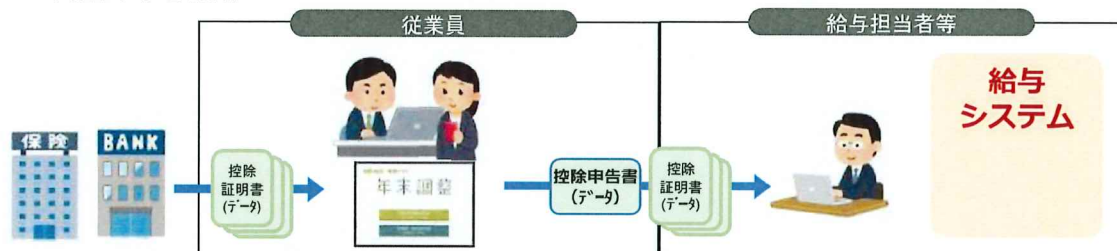


※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

○ 電子化に当たり、どのシステムを利用するか

案1又は案2で実施する場合

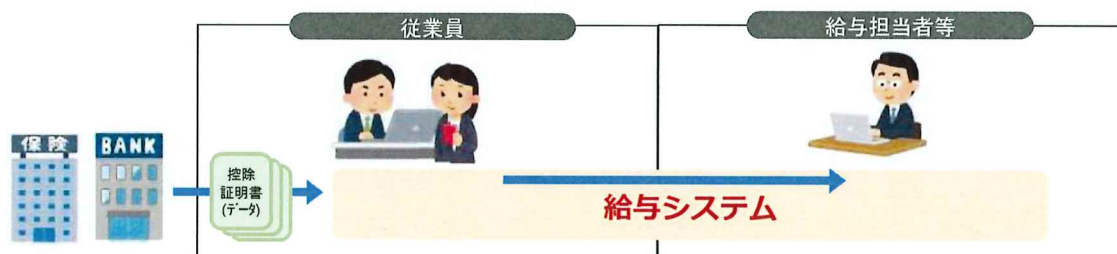
A 年調ソフトを利用



メリット・・・従業員が年末調整申告書を作成する機能について、無料で利用することができます。また、マイナポータル連携機能についても標準で搭載しています。

※ご利用の給与システム等が「年調ソフト」からの出力データに対応している必要がありますので、当該給与システム等のベンダーにご確認ください。

B 民間のシステム等を利用



案1、2で電子化を実施する場合は、年調ソフトを利用するか、民間の年末調整申告書作成機能対応の給与システムを利用するか検討します。

メリット・・・（ご利用されるシステムの機能によりますが、）年末調整申告書の作成から年税額の計算まで同一のシステム内で実施するため、事務効率化効果がさらに高くなることが見込めます。

なお、自社のシステム部門やシステム子会社等が開発した給与システム等をご利用の場合のシステム改修項目については、「システム改修編（勤2）」をご覧ください。

案3、案4で実現する場合

従業員が年末調整申告書を作成するパソコン、スマートフォン等に「年調ソフト」を導入します。

従業員には、作成した年末調整申告書を印刷して提出していただきます。

なお、「年調ソフト」から出力した年末調整申告書は、国税庁ホームページに掲載している扶養控除等申告書などの様式と異なりますが、法令上問題はありません。

○ 従業員が勤務先のPC等で作成するか、各自のPC、スマートフォン等で作成するか

年調ソフトを利用して、年末調整の書類を従業員が作成する際に、勤務先のPC等を利用する場合は、勤務先のPC等に年調ソフトをインストールする必要があります。また、マイナポータル連携を行うためのICカードリーダライタなども必要となります。

年調ソフトは、1台のPCにインストールすれば、複数人で利用することも可能ですので、「一人一台PCがない」という場合であっても利用することができます（ICカードリーダライタも同様に一人一台でなくても電子化には支障ありません。）。

なお、社内ネットワークなどを構築し、セキュリティ対策等を実施している場合は、セキュリティ面の留意事項について「導入時セキュリティ編（勤3）」にまとめていますのでご覧ください。



国税庁
(法人番号7000012050002)